

NISA

「積立NISA」を新たに導入、 ロールオーバー限度額も撤廃

少額投資非課税制度（NISA）では、少額からの積立て・分散投資を促進するために「積立NISA」を導入するとした。ただし、各年において新規投資を行えるのは、現行NISAか、積立NISAのいずれか一方のみの選択制となる。現行NISAと積立NISAの制度特性をふまえて、顧客のニーズに合った提案を行える体制の構築が望まれる。

積立NISAは 非課税枠40万円×20年間

積立NISAの概要は図表1のとおり。積立NISAは、商品の購入方法が定期かつ継続的な方法による買付けに限定され、新規投資が可能な期間は2018年から37年までの20年間。一度購入した投資信託等を運用益、非課税で継続保有できる期間も、20年間となっている。1年当りの非課税枠は40万円、現行N

ISAの3分の1に抑えられているが、20年かけて積み立てれば累計で800万円となり、現行NISAより大きな金額を運用益非課税で投資できる制度設計となっている。

積立NISAの 対象商品

積立NISAの対象商品は、最終的には3月末までに可決・制定・公布される法令等により、詳細が示されるものと考えられ

る。現時点で判明している内容について解説すると、積立NISAの投資対象は、「公募等株式投資信託」で、累積投資に適した商品性を有するものに限るとされている（図表2）。一方、現行NISAでは、上場株式（個別株）や公募株式投資、上場リートすべての銘柄が対象であり、ETFも投資法人債形式の銘柄（コモディティに投資する銘柄の一部）を除き投資対象となっている。

このうち、上場株式（個別

株）や上場リートは「株式投資信託」ではないので積立NISAの対象外になると考えられる。ETFについても、「投資法人債」や「特定受益証券発行信託」の形式のものは対象外になると考えられる。

また、公募株式投資信託や株式投資信託の形式のETFであっても、全銘柄が積立NISAの対象となるわけではない。信託契約期限や分配頻度、デリバティブの利用等について、少なくとも図表2に示された条件は



大和総研 金融調査部
研究員 是枝 俊悟

【特集】詳細解説！2017年度税制改正

〔図表1〕 積立NISAと現行NISAの制度概要

	積立NISA【新設】	現行NISA
商品の購入方法	定期かつ継続的な方法による買付け	単発で金融商品を購入することも、定期・定額で購入することも可能
投資対象商品	図表2に記載	上場株式や公募株式投資、上場リート、ETFなど
非課税対象	分配金、譲渡益	配当・分配金、譲渡益
新規投資が可能な期間	2018年～37年	2014年～23年
運用益非課税で保有できる期間	最長20年間（ロールオーバーは不可と考えられる）	最長5年間（ただし、ロールオーバー可能）
各年の非課税枠	40万円	120万円（2015年以前は100万円）
非課税枠の累計	40万円×20年間＝800万円	120万円×5年間＝600万円
両制度の関係	積立NISAと現行NISAは年単位で選択制	

（出所）2017年度税制改正大綱および現行法令をもとに大和総研作成（図表2～4も同じ）。

〔図表2〕 積立NISAの投資対象商品

<p>公募等株式投資信託（株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に<u>上場等</u>がされているものまたはその設定に係る受益権の募集が一定の<u>公募</u>により行われたもの）で、累積投資に適した商品性を有するものとして<u>次に掲げる事項が投資信託約款に記載されているもの</u></p> <p>①信託契約期間の定めがないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること ②収益の分配は、原則として信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月ごとに行うこととされていないこと ③信託財産は、複数の銘柄の有価証券または複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと ④その他一定の事項</p>

満たさなければならぬ。図表2の④の「その他一定の事項」になが規定されるかは

わからないが、現時点で判明している①～③の条件だけであっても、すべて満たす銘柄は国内公募投信の2割程度と推定される。

積立NISAの対象商品のラインアップは、法令等により示される条件によっておのずと絞り込まれてくるものと考えられる。販売会社によっては、自社で取り扱っている投資信託等のなかでは積立NISAの適格商品が少なすぎて、積立NISAの取扱いにあたり新たに商品ラインアップの拡充を迫られることもあるかもしれない。

ロールオーバー 限度額の撤廃

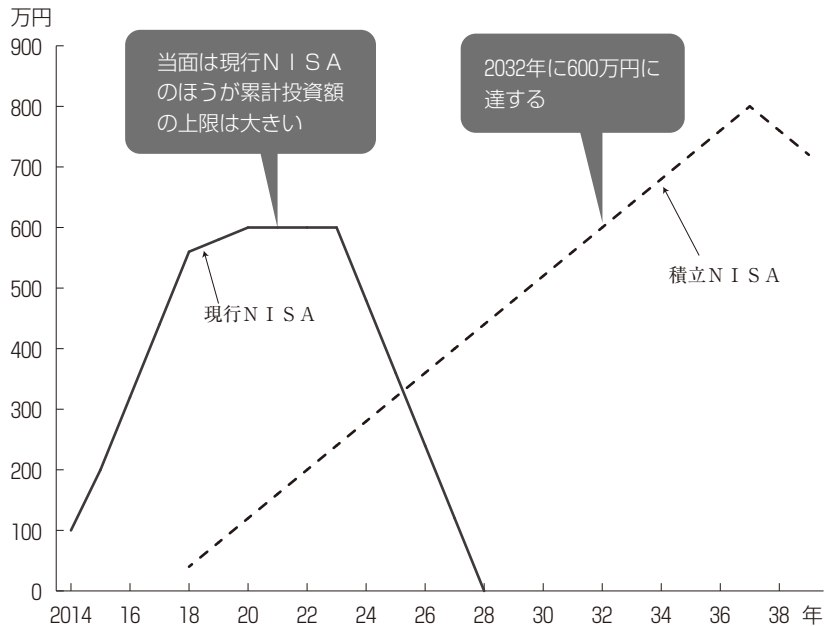
現行法においては、ロールオーバーを行う場合、ロールオーバーの年間非課税枠（すなわち、NISAなら120万円、ジュニア

NIISAなら80万円)の範囲内となつてはいるが、17年度税制改正ではロールオーバーの限度額を撤廃するとした。たとえば、14年に現行NIISAにおいて100万円で購入した上場株式が18年末時点で時価200万円に上昇していた場合、200万円分すべてを19年分の投資としてロールオーバーすることが可能になるものと考えられる。

なお、積立NIISAにはロ

〔図表3〕

累計投資額（元本）の上限の比較



(注) 現行NIISAの「新規投資が可能な期間」が現行法のまま(23年末まで)の場合。現行NIISAのみを利用する場合と、積立NIISAのみを利用する場合を比較し、年によって両者を使い分ける場合は考慮していない。

〔図表4〕

積立NIISAと現行NIISAの対象顧客層

	積立NIISAが向いている人	現行NIISAが向いている人
売買を行う時期の希望	定時・定額で買い付ける時間分散投資を行って、平均的な買付コストを低く抑えることを狙いたい	株価の変動を見極め、価格が低い時期に買い付け、価格が高い時期に売り抜けることにより、売買益を狙いたい
投資対象商品の希望	分散投資された公募株式投信・ETFを購入することでボラティリティを抑え、市場平均のリターンを狙いたい	自分で投資対象を考え、個別の上場株式や上場リートなどに投資することで市場平均を上回るリターンを狙いたい
投資資金の性質	手もとに預貯金等があまりなく、これからの毎月の家計の黒字分を使って投資していきたい	これからの毎月の家計の黒字分に加えて、現在手もとにある預貯金等も投資に振り向けたい
投資金額	投資に振り向けられるのは年間40万円の範囲内	年間40万円を超えて投資を行いたい

ルオーバーの制度は導入されず、現行NISAから積立NISAへのロールオーバーも認められないものと考えられる。

想定される対象顧客層

現行NISAと積立NISAは選択制となるが、それぞれの制度はどのような顧客層に向いているのだろうか。

積立NISAの累計非課税枠は年間40万円ずつ積み上がっていく。18年1月から開始した場合、現行NISAの累計非課税枠の上限と同じ600万円に達するのは早くとも32年末となる（図表3）。したがって、数百万円かそれ以上の資金を投資に振り向ける余裕のある旧来からの投資経験層は、当面の非課税枠が大きい現行NISAを選ぶのではないかと思われる。他方、手もとの貯蓄からではまとまった投資ができず、年間40万円までの範囲で少しずつ積立投資を行っていきたいと考える若年層などには積立NISAが向いているものと考えられる。

現行NISAと積立NISA

の制度概要をもとに対象顧客層を想定すると図表4のようにまとめられる。大まかにいうと、現行NISAが投資中級者向けの制度なのに対して、積立NISAは投資初心者向けの制度という棲み分けになるかもしれない。

今年1月から個人型DCの対象者が大幅に拡大され、「積立投資」の注目度が増してきている。個人型DCに拠出した資金は原則60歳まで引き出せないのに対し、積立NISAでは売却・引出しが自由に行える。投資はしたいけれど、いざというときのために引き出せる余地は残しておきたい顧客にとっても積立NISAはオススメのはずだ。販売会社においては、今後、積立NISAを含め、顧客のニーズに合った制度・商品の提案を行える体制の構築が望まれる。

これえだ しゅんじ
08年早稲田大学政治経済学部卒、同年大和総研に入社し制度調査部で税制などを担当。10年から現職。

金融庁検査局が主体となって2月半ばからの開始が予定されている「事業性評価モニタリング」において、地域金融機関に対する多数のヒアリング項目のなかに「離職者数」という目新しい文言が入っている。「過去5年間くらいさかのぼって、離職者が何人いるか、各人がどういう理由で辞めたのか、資料提出を求められている」（地域銀関係者）という。

オンレコ オフレコ

この調査の背景には、金融機関の組織風土に対する当局の問題意識がある。「頭取が『当行は顧客第一主義の地域に根差した金融機関です』などと強調しているのは絵空事で、現場の中間層や若手職員は疲弊している。外面と内面が違う以上、実態把握が必要。それには離職率を調べるのが効果的ではないか。そんな発想が金融庁のなかで芽生えたのは1年ほど前のことだ。昨年9月に発表された55項目の「金融仲介機能のベンチマーク」は将来

的に100程度に増えるとの見方が有力だが、このなかにも金融機関の若手の離職率に関する項目が加わる可能性がある。ある地銀では、新入行員の入行3年以内の離職率がライバル地銀の2〜3倍程度あるらしい。地銀関係者の間では昨年来こんな噂が飛び交っている。

離職者数の当局モニタリング

昨年末のある講演会の場で森信親金融庁長官は「地銀に勤務している若手行員がすぐに辞める、とよく聞く。地域の有名大学を出て銀行に入行したにもかかわらず、ノルマに縛られて取引先に嫌われ、希望を失ってしまふ。銀行の経営者には、行員のことも考えてあげて、といたい」と話した。金融機関の若手職員の仕事のやりがいがいかに高めていくかという点も、森長官の最近の関心事項のようだ。そのためにはまず、金融機関の組織風土に問題がないかどうかを定量的な数字で把握すべし。今回の調査からはそんな意図が感じられる。